

令和2年10月7日
財務省

令和2年度 予算執行調査の調査結果の概要 (10月公表分)

- 本年度の予算執行調査については、3月31日に42件の調査事案を公表。
- 今般、このうち、調査の終了した事案21件の調査結果を公表。
(注) この他13件の調査結果については8月31日に公表済み。
- 必要性、有効性、効率性の観点から調査を実施し、今後の改善点、検討の方向性を指摘。
- これらの調査結果については、的確に今後の予算編成に活用。
- 残りの調査事案については、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しつつ、引き続き調査を継続し、調査が終了次第、公表する予定。

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

令和2年度 予算執行調査事案一覧

<調査結果を公表する事案(21件)>

| No. | 府省名 | 調査事案名 | 指摘内容(注1) | | | フォローアップ調査(注2) | 調査主体(注3) | 取りまとめ財務局 | 特別会計(注4) |
|-----------|-------|----------------------------------|----------|----------|----------|----------------------|----------|----------|----------|
| | | | ① 必要性 | ② 有効性 | ③ 効率性 | | | | |
| 2 | 内閣府 | 地方創生拠点整備交付金 | | ○ | ○ | | 共同 | 四国 | |
| 3 | 内閣府 | 地域少子化対策重点推進事業(結婚に対する取組への支援) | | ○ | ○ | | 共同 | 中国 | |
| 7 | 法務省 | 日本司法支援センター運営費交付金 | | | ○ | 29年度 26年度 24年度 | 本省 | | |
| 15 | 文部科学省 | 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金等 | | ○ | ○ | | 本省 | | |
| 16 | 文部科学省 | スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) | | ○ | ○ | | 財務局 | 東北 | |
| 17 | 厚生労働省 | 医療介護提供体制改革推進交付金(医療分) | | ○ | | | 共同 | 東海 | |
| 19 | 厚生労働省 | 労働災害休業(補償)給付費 | | ○ | | | 本省 | | ※1 |
| 20 | 厚生労働省 | 保護施設事務費負担金 | | ○ | | | 本省 | | |
| 21 | 厚生労働省 | 障害福祉サービス等報酬 | | | ○ | | 本省 | | |
| 22 | 厚生労働省 | 介護保険サービス(居宅介護支援等) | | ○ | ○ | | 共同 | 東北 | |
| 23 | 農林水産省 | HACCP対応等のための施設改修等支援経費 | | ○ | | | 本省 | | |
| 28 | 経済産業省 | クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 | | ○ | ○ | 27年度 | 本省 | | ※2 |
| 32 | 国土交通省 | 災害復旧等事業 | | ○ | | | 共同 | 関東 | |
| 33 | 国土交通省 | 道路メンテナンス事業費補助 | | ○ | ○ | | 本省 | | |
| 34 | 国土交通省 | 港湾整備事業(戦略的インフラ老朽化対策) | | ○ | ○ | | 共同 | 近畿 | |
| 37 | 防衛省 | 防衛装備品等の処分 | | ○ | ○ | | 本省 | | |
| 38 | 防衛省 | 継続費による艦艇の建造 | | ○ | ○ | | 本省 | | |
| 39 | 防衛省 | 早期契約の促進状況 | | | ○ | | 本省 | | |
| 40 | 各府省 | 外部書庫に係る経費 | | | ○ | 27年度 | 共同 | 近畿 | |
| 41 | 各府省 | 会議等の会場借料 | | | ○ | 24年度 | 共同 | 東海 | |
| 42 | 各府省 | 独立行政法人におけるコピー用紙の購入経費 | | | ○ | | 共同 | 関東 | |
| 合計 | | | 0 | 15 | 16 | / | / | / | / |

(注1) 指摘内容の分類は以下のとおり。

①: 事業等の必要性(事業等の目的が国民や社会のニーズに合致しているか、また、国の関与の必要性があるか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。

②: 事業等の有効性(事業等の目的や目標に照らして、どのような効果が生み出されたか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。

③: 事業等の効率性(必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか等)について検証を行い、単価設定や実施方法等への見直しを求めた事案。

(注2)「フォローアップ調査」: 前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注3)「本省」: 本省調査(財務省主計局の予算担当職員が実施する調査)

「財務局」: 財務局調査(財務局職員が実施する調査)

「共同」: 共同調査(財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査)

(注4) ※1は「労働保険特別会計」であり、※2は「エネルギー対策特別会計」である。

調査事案の概要

都道府県及び市町村（一部事務組合等を含む。以下、「自治体」という。）が地域の実情に応じて行う結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援のために行う取組のうち、「結婚に対する取組」について、地域における少子化対策の推進に資することを目的とし、地域少子化対策重点推進交付金（以下、「交付金」という。）により支援を行うもの。

【調査対象予算額】令和元年度：950百万円の内数 ほかに（参考 令和2年度：950百万円の内数）

調査結果

○ 自治体の結婚支援センターの設置及びボランティアの育成に対する取組について

- 自治体が設定している成果指標について、内容にバラつきがあった。【表1】
- 事業を実施するための一定の基準を定めた「指針」を有している自治体はおよそ3割以下であった。

【表1】自治体の成果指標の設定状況

| 成果指標の内容 | 割合 |
|----------------------|--------|
| 出生率 | 1.7% |
| 成婚数 | 42.6% |
| 引き合わせ数 | 17.4% |
| 満足度 | 13.9% |
| 相談件数・イベント参加者数・会員登録数等 | 24.3% |
| 合計 | 100.0% |

○ 自治体間の連携による取組について

- 自治体間連携を行っていない自治体において成果が出ていない要因として回答のあった事項【表2】が、自治体間連携を行っている自治体においては成果が出ていた。【表3】
- 令和元年度における自治体間連携に係る事業メニューの採択割合は、都道府県は約4%、市町村は約3%と低調であった。

【表2】自治体間連携を行っていない自治体において成果が出ていない事項 【表3】自治体間連携を行っている自治体において成果があがった事項

| 結婚支援センター設置 | | ボランティア育成 | | 結婚支援センター設置 | | ボランティア育成 | |
|------------|-------|-----------------|-------|-------------------|-------|-------------------------|-------|
| 会員登録数の伸び悩み | 44.4% | 研修及びボランティアの質の確保 | 50.0% | イベント参加者数及び会員登録数の増 | 48.3% | 研修及びボランティアの質の向上 | 67.6% |
| 事業の認知度不足 | 33.3% | | | 周知機会の増 | 20.7% | | |
| 体制不足 | 11.1% | ボランティア登録数の伸び悩み | 37.5% | マッチング数及び成婚数の増 | 17.2% | ボランティア活動機会及びボランティア登録数の増 | 20.6% |
| その他 | 11.1% | その他 | 12.5% | 体制不足の改善 | 5.2% | | |
| | | | | 支援の質向上 | 3.4% | | |
| | | | | 財源の効率化 | 3.4% | | |
| | | | | その他 | 1.7% | マッチング数及び成婚数の増 | 11.8% |

○ 自主財源による取組について

- 国からの交付金を活用することなく自主財源により取組を行っている自治体は、都道府県は4割強、市町村は8割弱存在し、成果指標を定め、成果をあげている自治体は、それぞれ3割強～7割、6割強存在していた。

今後の改善点・検討の方向性

1. 自治体の結婚支援センターの設置及びボランティアの育成に対する取組について

内閣府は、「出生率」及び「成婚数」等の定量的データを統一的に把握し、各自治体の状況を捉え、成果指標の設定水準を検討すべき。

また、自治体の結婚支援センター及びボランティア等が最低限有しておくべき要件等について、内閣府において「指針」を示し、一定水準の質を全国的に確保することで、事業の質の向上を図るべき。

2. 自治体間の連携による取組について

内閣府は、自治体間連携の在り方（モデルケース）を示し、自治体間連携の推進をより一層図るべき。

3. 自主財源による取組について

内閣府は、自主財源にて成果をあげている自治体の取組事例について好事例を収集し、自治体に共有することで、重層的な少子化対策事業を横展開するべき。

調査事案の概要

ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画書等（以下、「ケアプラン」という。）のケアマネジメントの費用については、利用者負担がない。また、ケアプランの中には、福祉用具貸与のみのケアプランも存在し、ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費によりコストが高くなっている。

本調査においては、ケアプランの内容を把握するとともに、1年間で内容が同じケアプランがどの程度存在するかについて調査を実施した。

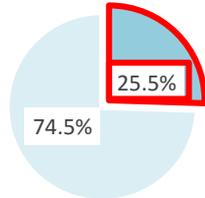
【調査対象予算額】令和元年度：2,884,149百万円の内数 ほか（参考 令和2年度：3,034,242百万円の内数）

調査結果

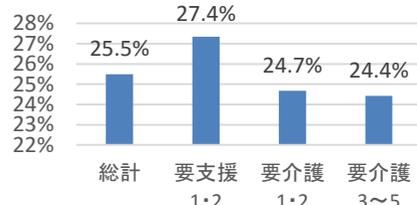
○ 年間で同じ内容のケアプランが一定程度（約4人に1人）存在した

- 要介護度別にみても、すべての要介護度において、約4人に1人の割合でケアプランが1年間変わっていない。【図1、図2】

【図1】同じ内容のケアプランの割合



【図2】要介護度別の割合

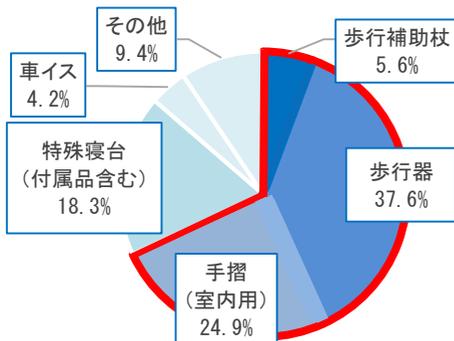


○ 福祉用具貸与のみのケアプランが全体の6.1%を占め、このうち、1年間同じ内容のケアプランを要介護度別にみると、軽度者である要支援1・2が3/4を占めた

- その具体的内容を調査したところ、歩行補助杖、歩行器、手摺（室内用）が約7割を占めた。【図3】

【図3】軽度者（要支援1・2）の福祉用具の具体的な内容【参考例】

歩行補助杖を3年間使用する場合（1割負担の者）
販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円/月



購入する場合

自己負担：約10,000円

福祉用具貸与

自己負担：約5,400円（約150円×36月）

貸与に係る給付費：約48,600円（約1,350円×36月）

ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費：約360,000円（約10,000円×36月）

総額：約414,000円

購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している

今後の改善点・検討の方向性

1. ケアマネジメントのサービスの質を高めるため、利用者負担を設定することで利用者自身がケアマネジメントの質に関心を持つようにすることも考えられるのではないかと。

2. 歩行補助杖などの廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用は不要となる（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。

介護保険サービスを利用していない方との公平性の観点からも、軽度者も使用することを想定し要介護度に関係なく給付対象となっている品目（歩行補助杖、歩行器、手摺等）については、貸与ではなく販売にすべき。

また、販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて評価することとしてはどうか。

調査事案の概要

防衛省・自衛隊においては、車両（戦車等）や艦艇（護衛艦等）、航空機（戦闘機、ヘリ等）などの各種防衛装備品について耐用年数等を踏まえて不用の決定を行ったのち、装備品を鉄くず等として売却する場合とそのまま廃棄した場合を比較衡量し、より効率的・合理的な方法を都度選択したうえで処分を行っている。

【調査対象予算額】令和元年度：①歳入 2,357百万円、②歳出 1,657百万円 ほか
（参考 令和2年度：①歳入 2,128百万円、②歳出 1,017百万円）

調査結果

- 各自衛隊等での処分契約の仕組みの統一がなされていない
 - ・ 基本的にそれぞれの部隊等で独立して処分契約を実施し、仕組みが異なっており、各自衛隊間等で装備品あたりの処分単価を比較して、その適正性を確認することができない場合がある。
- 同じ装備品でも処分契約ごとに費用や収入が大きく異なっている
 - ・ 処分契約が製造元企業の随意契約で実施される装備品は、随意契約先企業の設備の稼働状況等で費用が左右される可能性がある。
 - ・ 年度等で処分契約の形態が異なっており、1機当たりの処分費用について各年度等で比較することができない装備品がある。【表】
- 処分に関連した予算の効率性が図られていない
 - ・ 将来の処分時を見据えた売却収入の試算において、実績の蓄積が不十分なため正確な計算ができない可能性がある。
- より経済効率的な売却方法を実施できる可能性がある
 - ・ 英国のように、売却方法や売却先を多様化することにより高い経済効率性を得られる可能性がある。

【表】装備品の処分にかかる費用の例（F-4戦闘機）

| 契約日付 | 処分費用 (円/機) | 処分 台数 | 処分地 | 契約 形態 |
|-----------|---------------|----------|-----|----------|
| H27.12.17 | 507,600 | 3機 | 百里 | 解体のみ |
| H30.10.23 | 247,860 | 4機 | 百里 | 解体・売却 |
| R1.11.7 | 385,000 | 3機 | 小牧 | 解体・売却 |
| R2.2.6 | 82,500 | 4機 | 百里 | 解体・売却 |

今後の改善点・検討の方向性

1. 処分体制について
各自衛隊間等での処分契約の仕組みの統一を可能な限り図るとともに、防衛装備品の処分にかかる収入・費用の単価などの情報を他の自衛隊等にも共有できるような体制を構築すべき。
2. 処分費用・売却価格の適正性について
防衛装備品の処分方法について、可能な限り一般競争入札を実施するなどにより、処分契約における競争性及び透明性を確保すべき。
3. 処分に関連した予算の効率性について
過去の処分実績を蓄積し、より適切な実績単価を採用すべき。
4. より経済効率的な売却方法について
防衛装備品の処分について、情報保全等にも十分配慮することを前提に、現状の処分方法の枠組みにとらわれず、不用装備品の売却対象、売却方法、入札参加主体の拡大などにより、より経済効率的な売却方法が実施できないか積極的に検討すべき。